

琉球大学の学生・教職員のみなさまへ

本学（大学病院を除く）における活動の制限について、令和2年4月22日付けでお知らせしたところですが、引き続き、学生・教職員の健康と安全を守るため、また、地域に貢献する大学として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、下記により、本学（大学病院を除く）における活動制限を当分の間、延長することとしましたので、お知らせいたします。

なお、延長の期間につきましては、後日、改めてお知らせいたします。

また、学生については、R's Kitchen（琉大生協北食堂）のみ、かつ、平日の午前11時～午後2時半までの時間帯において、パン・弁当等を購入する場合に限り立ち入り可としますが、これは、学生の皆さんへの食提供の観点から措置しているものです。弁当等の購入以外の事由による入校及びR's Kitchen以外の建物への立ち入りについては不可となっておりますので、ご注意ください。

記

1. 期 間：令和2年5月7日（木）～当分の間（決定次第、改めてお知らせします）

2. 制限の内容等：

入 校：入校禁止

※教職員については、遠隔講義の実施、機器類のメンテナンス、飼育生物等の維持・管理など、やむを得ない場合に限り立ち入り可とする。

※学生については、R's Kitchen（北食堂）のみ、かつ、平日の午前11時～午後2時半の時間帯において、パン・弁当等を購入する場合に限り立ち入り可（食堂内での飲食は不可）とする。弁当等の購入以外の事由による入校及びR's Kitchen以外の建物への立ち入りは、不可とする。

講義・実習等：遠隔講義のみ実施可

※遠隔講義は、自宅で受講することとし、校内で受講することはできない。自宅で受講することができない学生に対しては、別途、教育的配慮（教材の送付等）を行う。

研 究：研究の停止

※以下の研究室スタッフ（事情によっては大学院学生、研究員も含む）に限り、研究室への立ち入りを可とし、それ以外の研究室関係者は自宅での作業。ただし、①、②の業務は可能な限り速やかに終了させること。また、安全確保のため、単独での作業は避けること。

①継続した実験等を行っており、中止すると当該研究の遂行に著しい支障が生じる業務に従事する研究室スタッフ

②進行中の実験を終了あるいは中断する業務に係わる研究室スタッフ

③機器類のメンテナンスや飼育生物の維持、その他自宅に対応できない緊急の業務などのために入室の必要がある研究室スタッフ、特に令和2年4月17日付け文部科学省高等教育局長からの文書「大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について」4.(2)③「大学等における研究活動について」に例示された(ア)～(カ)のような場合（下記URLより参照が可能）の対応について、該当する部局等においては留意すること。

https://www.mext.go.jp/content/20200420-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

令和2年4月30日
琉球大学長 西田 睦